

## 議案第4号

高根沢町都市計画税条例の一部改正について

高根沢町都市計画税条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和6年6月4日

高根沢町長 加藤公博

## 高根沢町都市計画税条例の一部改正の概要について

### 1 改正理由

令和6年3月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）に準じ、同日付けで公布した高根沢町都市計画税条例の一部を改正する条例（令和6年高根沢町条例第20号）による改正以外の部分について、所要の改正をしようとするものです。

### 2 改正内容

#### （1）「わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）」の特例項目の新設

都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業（居心地が良く歩きたくなるまちなかを市町村の取組とあわせて整備する事業）により整備した一定の固定資産に対して課する都市計画税の課税標準を最初の5年間、価格に2分の1を乗じて得た額とするもの  
（改正後の附則第5項）

#### （2）上記（1）の追加に伴う項ずれに対応するもの

（改正後の附則第6項から第20項まで）

### 3 施行日

公布の日から施行し、令和6（2024）年4月1日から適用します。

※ 令和4年度から令和7年度までの各年度分の都市計画税の課税はありませんが、税制改正に合わせ条例改正を行います。

高根沢町条例第 号

高根沢町都市計画税条例の一部を改正する条例

高根沢町都市計画税条例（昭和43年高根沢町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 <u>（法附則第15条第38項の条例で定める割合）</u></p> <p><u>5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p>（法附則第15条第42項の条例で定める割合）</p> <p><u>6</u> （略） （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p><u>7</u> （略） （宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p><u>8</u> （略）</p> <p><u>9</u> （略）</p> <p><u>10</u> <u>附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該</u></p>	<p>附 則</p> <p>（法附則第15条第42項の条例で定める割合）</p> <p><u>5</u> （略） （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p><u>6</u> （略） （宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p><u>7</u> （略）</p> <p><u>8</u> （略）</p> <p><u>9</u> <u>附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該</u></p>

宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額

宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額

にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

13 (略)

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

14 (略)

15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第13項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

16 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

17 (略)

にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

12 (略)

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

13 (略)

14 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第12項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

15 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第13項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

16 (略)

18 (略)  
(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計  
画税の特例に関する経過措置)

19 (略)  
(課税の特例)

20 (略)

17 (略)  
(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計  
画税の特例に関する経過措置)

18 (略)  
(課税の特例)

19 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高根沢町都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。